

## 船舶事故調査報告書

平成29年2月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年6月5日 14時00分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市浅子町立石埼南西方沖 浅子港A防波堤灯台から真方位173°920m付近 (概位 北緯33°11.1′ 東経129°37.3′)
事故の概要	漁船第五十五柁陽丸は、北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年9月15日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五十五柁陽丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-23151（漁船登録番号）、有限会社浜正水産
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ軸及び舵に曲損、プロペラ及びクラッチに折損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時（大潮）
事故の経過	本船は、船長及び甲板員2人が乗り組み、佐世保市相浦港 <sup>あいのうら</sup> を出港し、立石埼南西方沖を手動操舵で北西進中、同沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約2.5mであった。 本船には、海図が備えられていなかった。 船長は、本件浅所の存在を知らなかった。 船長は、本事故当時、予定針路に向けて転針する際、GPSプロッターを確認したが、浅所が分かる設定にしておらず、進路上に本件浅所が表示されていなかった。
分析	本船は、船長が本件浅所の存在を知らなかったことから、同浅所に向けて航行し、乗り揚げたものと考えられる。 船長は、GPSプロッターに浅所が分かるよう設定していなかったことから、本件浅所に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、本件浅所の存在を知らなかったため、同浅所に向けて航行し、本船が同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・海図を活用して、航行予定海域の水路調査を行うこと。 ・GPSプロッターの設定を浅所が分かるようにしておくこと。